

株 主 各 位

岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第3地割242番地 1

株 式 会 社 薬 王 堂

代表取締役社長 西 郷 辰 弘

第36回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第36回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年 5 月25日（木曜日）午後 6 時までにて到着するよう、ご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年 5 月26日（金曜日）午前10時

2. 場 所 岩手県盛岡市盛岡駅前北通 2-27

ホテルメトロポリタン盛岡新館ニューウィング

4階 メトロポリタンホール

3. 会議の目的事項

報告事項 第36期（平成28年 3 月 1 日から平成29年 2 月28日まで）事業報告
及び計算書類報告の件

決議事項

第 1 号議案 剰余金の処分の件

第 2 号議案 定款一部変更の件

第 3 号議案 取締役 1 名選任の件

第 4 号議案 監査役 1 名選任の件

第 5 号議案 補欠監査役 1 名選任の件

以 上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎ 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.yakuodo.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

(添付書類)

事業報告

(平成28年3月1日から
平成29年2月28日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国の経済は、企業収益や雇用環境に改善が見られたものの、低調な個人消費に加え、欧米を中心とした急激な海外情勢の変化により、先行き不透明な状況で推移いたしました。

当社の営業基盤であります東北地方においては、復興需要が収束しつつあることに加え、個人消費は節約志向が続いており、依然として厳しい経営環境となりました。

このような状況の中、当社は、販売価格や品揃えの強化を図り、来店客数及び買上点数の増加に取り組むとともに、小商圏ドミナント出店を推進し、ドラッグストアを岩手県に3店舗、青森県に1店舗、秋田県に7店舗、宮城県に8店舗、山形県に3店舗の合計22店舗を新規出店いたしました。また、青森県及び秋田県のドラッグストア各1店舗を退店し、当事業年度末の店舗数は221店舗（うち調剤併設型4店舗、調剤専門薬局1店舗）となりました。

また、より魅力的な顧客サービスを実現するため、本年1月よりプリペイド機能付きの独自のポイントカードを導入し、積極的な販売促進活動を展開しております。

以上の結果、当事業年度における売上高は749億1千2百万円（前事業年度比11.9%増）、経常利益は35億9百万円（前事業年度比20.4%増）、当期純利益は23億3千4百万円（前事業年度比30.6%増）となりました。

また、当事業年度における部門別売上の状況は次のとおりであります。

① ヘルスケア部門

医薬品は感冒薬や健康食品等が伸張し、衛生用品では介護用紙おむつやマスク等が伸張いたしました。調剤も堅調に推移いたしました。その結果、売上高は前事業年度比6.8%増加し、174億2千万円となりました。

② ビューティケア部門

化粧品はセルフ化粧品や男性化粧品等が伸張し、トイレタリーではヘアケアやオーラルケア等が伸張いたしました。その結果、売上高は前事業年度比8.5%増加し、130億円となりました。

③ ホームケア部門

日用品は衣料洗剤、柔軟剤や家庭紙等が伸張し、衣料品では肌着や寝装関係が伸張いたしました。その結果、売上高は前事業年度比16.0%増加し、97億1千8百万円となりました。

④ コンビニエンスケア部門

食品は飲料、菓子、日配品等が伸張し、酒類ではビール類や酎ハイ等が伸張いたしました。バラエティ部門はペット関連商品等が伸張いたしました。その結果、売上高は前事業年度比14.9%増加し、347億7千3百万円となりました。

部 門	売 上 高	前事業年度比	構 成 比
	百万円	%	%
ヘルスケア	17,420	+6.8	23.2
ビューティケア	13,000	+8.5	17.4
ホームケア	9,718	+16.0	13.0
コンビニエンスケア	34,773	+14.9	46.4
合 計	74,912	+11.9	100.0

(注) 部門別の主な取扱商品は次のとおりであります。

部 門	主 要 品 目
ヘルスケア	医薬品・衛生用品・医療用品・健康食品・介護用品・ベビー用品・調剤
ビューティケア	化粧品・ヘアケア・オーラルケア・ボディケア
ホームケア	洗剤・家庭紙・台所用品・実用衣料・履き物・服飾雑貨
コンビニエンスケア	文具・玩具・ペット用品・電気小物・菓子・飲料・食品・米・書籍・酒・たばこ

（２）設備投資の状況

当事業年度における設備投資額は、有形固定資産で33億6千3百万円、無形固定資産で6千9百万円、敷金及び保証金で6千1百万円の合計34億9千4百万円となりました。その主なものは、鶴岡大山店、栗駒ＳＣ店、仙台泉館店、由利本荘大内店、加美小野田店、鹿角花輪店、北秋田鷹巣店、紫波日詰店、湯沢田町店、丸森館矢間店、由利本荘荒町店、二戸福岡店、白石店、築館ＳＣ店、青森大鰯店、滝沢巢子店、名取愛島店、由利本荘西目店、山元ＳＣ店、横手雄物川店、山形大石田店の新店設備投資であります。なお、南陽赤湯店は賃借物件として新規出店いたしました。

（３）資金調達の状況

当事業年度においては、新規出店のための有形固定資産の取得、敷金及び保証金の差入による支出の資金について、取引金融機関より25億円の長期借入れを実施いたしました。

（４）対処すべき課題

ドラッグストア業界は、各種規制緩和に伴う異業種参入など、小売業全体による出店競争や価格競争が進み、経営環境は一段と厳しさを増すものと思われます。

このような状況の中、当社は「地域の皆様の美と健康と豊かな暮らしに貢献する」ことを使命とし、経営理念であります「お客様に喜んで戴ける店づくり」のもと、小商圈へのドミナント出店を積極的に進め、東北エリア店舗数300店舗を中期目標として取り組んでまいります。

① 出店戦略

商圈人口7千人で成立する、安さと利便性に専門性を兼ね備えた「小商圈バリエティ型コンビニエンスドラッグストア」をドミナント展開してまいります。

② 商品戦略

医薬品や化粧品の専門性に加え、食料品や日用品などの生活必需品を取り揃え、身近な場所で、より低価格で商品を提供することに取り組んでまいります。

③ 販売戦略

お客様が商品を自由選べるセルフサービスを基本としつつ、お客様のニーズにお応えできる専門知識と接遇の向上を図り、ライトカウンセリングとフレンドリーサービスを充実させてまいります。

また、新たに導入しましたプリペイド機能付きのポイントカードを積極的に展開し、より便利でお得なサービスをお客様に提案してまいります。

④ 人事戦略

新卒の定期採用と中途社員の計画採用、またパート社員の戦力化により、バランスの取れた組織体制を実現するとともに、女性管理職の積極登用に取り組み、組織の活性化を図ってまいります。

一方で、成果主義を基本とした公正で公平な処遇を行い、ワークライフバランスにも配慮し、従業員のモチベーションの向上に努めてまいります。

⑤ 物流戦略

店舗網の広域化に合わせた物流インフラの整備を進めるとともに、店舗オペレーションと一体化した効率的な物流システムを構築し、サプライチェーンの機能強化を図ってまいります。

⑥ 情報戦略

顧客サービスの向上や業務の効率化を目的としたシステム投資を計画的に行い、外部環境の変化に柔軟に対応できる機能構築に取り組んでまいります。

⑦ 財務戦略

ローコスト経営の実践とともに、積極的な新店投資を支えるべく、投資効率向上によるキャッシュフローの獲得に取り組み、強固な財務体質を構築してまいります。

⑧ コーポレートガバナンス

コンプライアンスの徹底、リスク管理及び内部統制システムの機能充実、またコーポレートガバナンス・コードへの継続的な取り組み等により、更なるガバナンス強化を図ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第33期 (平成26年2月期)	第34期 (平成27年2月期)	第35期 (平成28年2月期)	第36期 (当事業年度) (平成29年2月期)
売 上 高 (百万円)	52,011	57,596	66,937	74,912
経 常 利 益 (百万円)	1,938	2,199	2,914	3,509
当 期 純 利 益 (百万円)	1,187	1,187	1,787	2,334
1株当たり当期純利益 (円)	66.16	60.15	90.56	118.28
総 資 産 額 (百万円)	21,749	24,868	28,740	32,346
純 資 産 額 (百万円)	9,725	10,716	12,330	14,369
1株当たり純資産額 (円)	492.65	542.85	624.63	727.94

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき算出しております。
2. 平成25年11月1日を払込期日とする公募による新株式発行（200,000株）及び公募による自己株式の処分（147,800株）、平成25年11月27日を払込期日とする第三者割当による新株式発行（オーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関する第三者割当による新株式発行）（89,000株）を行っております。これらの結果、発行済株式が289,000株増加し、自己株式が147,800株減少しております。
3. 平成26年8月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割、平成28年12月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行いました。平成26年2月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社は、主として次の事業を行っております。

医薬品、衛生用品、医療用品、化粧品、食品、日用雑貨品等の販売及び調剤薬局の経営

(8) 主要な事業所

- ① 本 社 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第3地割242番地1
② 店 舗 岩手県91店舗、宮城県53店舗、秋田県30店舗、
青森県27店舗、山形県20店舗、計221店舗

(9) 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前事業年度末 比 較 増 減	平 均 年 齢	平均勤続年数
合計又は平均	587名	52名(増)	30.1歳	6.8年

(注) 上記従業員の数には、パートタイマー及びアルバイトの期中平均1,546名(1日平均8時間換算)を含んでおりません。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
	百万円
株式会社岩手銀行	2,952
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,010
株式会社七十七銀行	592
株式会社山形銀行	325
株式会社日本政策投資銀行	276
株式会社みちのく銀行	270

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 61,200,000株
- (2) 発行済株式の総数 19,740,225株（自己株式数975株を除く。）
- (3) 当事業年度末の株主数 8,011名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株主	株	%
株式会社TKコーポレーション	7,584,000	38.42
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口1、信託口2、信託口3、 信託口4、信託口5、信託口6、信託口9)	1,856,300	9.40
薬王堂従業員持株会	792,000	4.01
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	506,600	2.57
西郷 辰弘	498,000	2.52
西郷 喜代子	498,000	2.52
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/ JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	480,000	2.43
J P MORGAN CHASE BANK 380634 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	360,000	1.82
伊藤 昭	300,000	1.52
日本生命保険相互会社	245,400	1.24

- (注) 1. 持株比率は、自己株式（975株）を控除して計算しております。
2. 平成28年8月4日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、三井住友アセットマネジメント株式会社が平成28年7月29日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
- なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
三井住友アセットマネジメント株式会社	東京都港区愛宕二丁目5番 1号 愛宕グリーンヒルズ MORIタワー 28階	239,000	3.63

3. 平成28年8月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、三井住友信託銀行株式会社及びその共同保有者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社、日興アセットマネジメント株式会社が平成28年8月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	78,000	1.19
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝三丁目33番1号	183,600	2.79
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	14,300	0.22

4. 平成29年4月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、アセットマネジメントOne株式会社及びその共同保有者であるアセットマネジメントOneインターナショナルが平成29年3月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	661,200	3.35
アセットマネジメントOneインターナショナル	Mizuho House, 30 Old Bailey, London, EC4M 7AU, UK	480,600	2.43

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	西 郷 辰 弘	
専 務 取 締 役	西 郷 喜 代 子	営業本部長
常 務 取 締 役	小 笠 原 康 浩	管理本部長
取 締 役	古 川 孝	総務部長
取 締 役	東 根 千 万 億	株式会社岩手日報社 代表取締役社長
取 締 役	久 慈 竜 也	株式会社久慈設計 代表取締役社長
常 勤 監 査 役	滝 谷 岩 夫	
監 査 役	下 河 原 勝	株式会社FPホームサービス 代表取締役 株式会社FPシルバーサポート 代表取締役
監 査 役	鎌 田 英 樹	株式会社アイビーシー岩手放送 代表取締役社長 株式会社岩手日報社 社外監査役

- (注) 1. 取締役東根千万億氏及び久慈竜也氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役下河原勝氏及び鎌田英樹氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、取締役東根千万億氏及び久慈竜也氏、監査役下河原勝氏及び鎌田英樹氏を当社が株式を上場している東京証券取引所の規則等に定める独立役員として届け出ております。
4. 監査役滝谷岩夫氏は、長年にわたり銀行業務において審査実務に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当事業年度中の退任取締役及び新任取締役は次のとおりであります。

(退任)

- 取締役 須藤 勇治 (平成28年5月27日任期満了により退任)
- 取締役 南館 伸和 (平成28年5月27日任期満了により退任)

(新任)

- 取締役 東根 千万億 (平成28年5月27日就任)
- 取締役 久慈 竜也 (平成28年5月27日就任)

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は、200万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

取締役	8名	118百万円	(うち社外	3名	3百万円)
監査役	3名	13百万円	(うち社外	2名	3百万円)

(4) 社外取締役及び社外監査役に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

- ・取締役東根千万億氏の兼職先である株式会社岩手日報社と当社との間に開示すべき特別な関係はありません。
- ・取締役久慈竜也氏の兼職先である株式会社久慈設計と当社との間に開示すべき特別な関係はありません。
- ・監査役下河原勝氏の兼職先である株式会社FPホームサービス及び株式会社FPシルバースポートと当社との間に開示すべき特別な関係はありません。
- ・監査役鎌田英樹氏の兼職先である株式会社アイビーシー岩手放送、株式会社岩手日報社と当社との間に開示すべき特別な関係はありません。

② 主な活動状況

区分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	東根 千万億	平成28年5月27日の社外取締役就任後に開催された取締役会10回のうち10回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	久 慈 竜 也	平成28年5月27日の社外取締役就任後に開催された取締役会10回のうち10回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	下 河 原 勝	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、また、監査役会14回開催のうち14回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	鎌 田 英 樹	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、また、監査役会14回開催のうち13回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人 トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 24百万円
- ② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 24百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

- 2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任監査法人トーマツは、会社法第427条第1項の定めに基づき責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。

会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定することができます。ただし、当該契約に基づく賠償責任限度額は、報酬その他の職務執行の対価としての財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に2を乗じた額とします。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 内部統制システム構築に関する基本方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決議内容の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制に係る規程を制定し、取締役が率先垂範して法令等を遵守するとともに、使用人の職務の執行が法令や定款に適合することを確保し、法令遵守を企業活動の前提とします。

コンプライアンス体制の推進を組織的かつ永続的に運営するための常設の機関として、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、法令遵守体制の整備と遵守状況の把握を行い、結果を取締役に報告する体制を構築します。

また、内部通報制度として、コンプライアンス・ホットラインを設置し、全役職員より法令違反等に関する相談や通報を受け付ける体制を整備します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

稟議規程及び文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という）に適切に記録し、保存します。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業を取り巻く様々なリスクに対応するために「リスク管理規程」を定め、リスク管理体制を整備するとともに、リスク管理委員会を設置してリスクの分析、評価及び対応状況を定期的に確認し、必要な対策を講じます。

また、重大事故、災害など緊急を要するリスクが発生した場合は、「リスク管理規程」に基づいて緊急対策本部を設置し、対策本部長を中心とした情報収集並びに対応策の検討、決定及び実施などにより迅速に対応する体制を整備します。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は役職員が共有する全社的な目標を定め、これに基づき各部門は実施すべき具体的な行動計画を含めた目標を設定し、業務執行を行います。

取締役会は毎月開催するほか、取締役会を補完する経営会議において重要事項等を細部にわたり検討するとともに、週単位の業務執行状況を把握するための部長会議を毎週開催します。

⑤ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、内部監査室所属の職員等（以下当該使用人）に監査業務に必要な事項を指示、命令することができます。当該使用人は監査役との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役に報告します。

また、取締役は当該使用人の人事異動及び考課を行う場合には、事前に監査役会に意見を求めるものとします。

⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況等をすみやかに報告します。報告の方法については、取締役と監査役会との協議により決定する方法によるものとします。

また、内部通報制度の運用規程に基づき、監査役に報告を行ったことを理由として報告者に対する不利な取扱いを禁止します。

⑦ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役から職務の執行について所要の費用の請求を受けたときは、その費用が当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用及びその債務を処理するものとします。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は業務の執行状況を把握するため、法令で定められた会議のほか、必要に応じて、重要な会議に出席し意見を述べることができます。

また、監査役会は代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催するものとします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンス

各部門において自己点検を毎月実施し、コンプライアンス委員会に報告しております。また、取締役会でその結果を四半期ごとに報告しております。

なお、社内研修や会議体によるコンプライアンスに関する教育の実施、社内広報などによる内部通報制度の周知を行い、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。

② リスクマネジメント

「リスク管理規程」に基づき、リスク管理委員会を年2回開催し、リスクの分析、評価及び対応状況を確認しております。

③ 内部監査体制

内部監査計画に基づき、業務監査を実施するとともに、監査役及び会計監査人と連携し、業務の適正化に努めております。

また、財務報告に係る内部統制につきましては、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を勘案して評価範囲を決定し、当該財務報告に係るプロセスにおける内部統制の有効性評価を実施しております。

(3) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は企業行動憲章並びに役職員行動規範に基づく「コンプライアンス規程」及び「反社会的勢力等対策マニュアル」において、反社会的な団体・個人に対して常に毅然とした態度で臨み、どのような名目であっても、いかなる利益供与も行わず、これらの活動を助長するような行為も一切行わない旨定め、役職員に周知徹底を図っております。

② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は反社会的勢力排除に向けた社内体制として代表取締役社長を最高責任者、管理本部長を統括責任者とし、反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、直ちに警察に届け出るなど、警察機関、顧問弁護士等と連携して全社的に問題を解決する体制を確立しております。

また、全役職員を対象として反社会的勢力排除の重要性等を教育・研修するとともに、全役職員や取引先等と反社会的勢力との関係の調査を一定のルールで実施しております。

(注) 1. 本事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨てております。

2. 売上高等の記載金額には、消費税等は含まれておりません。

貸 借 対 照 表

(平成29年2月28日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	13,696	流 動 負 債	13,265
現 金 及 び 預 金	1,683	買 掛 金	8,185
売 掛 金	248	1年内返済予定の長期借入金	1,953
商 品	10,373	リ ー ス 債 務	4
貯 蔵 品	16	未 払 金	1,626
前 払 費 用	192	未 払 法 人 税 等	761
繰 延 税 金 資 産	332	預 り 金	90
未 収 入 金	848	賞 与 引 当 金	391
そ の 他	1	ポ イ ン ト 引 当 金	167
貸 倒 引 当 金	△0	店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金	81
固 定 資 産	18,650	そ の 他	3
有 形 固 定 資 産	14,822	固 定 負 債	4,710
建 物	10,484	長 期 借 入 金	3,650
構 築 物	2,212	役員に対する長期未払金	175
機 械 及 び 装 置	95	リ ー ス 債 務	3
工 具、器 具 及 び 備 品	939	資 産 除 去 債 務	814
土 地	686	そ の 他	66
リ ー ス 資 産	6	負 債 合 計	17,976
建 設 仮 勘 定	397	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	200	株 主 資 本	14,368
ソ フ ト ウ エ ア	162	資 本 金	1,080
そ の 他	37	資 本 剰 余 金	1,331
投 資 そ の 他 の 資 産	3,627	資 本 準 備 金	1,122
投 資 有 価 証 券	10	そ の 他 資 本 剰 余 金	209
長 期 前 払 費 用	362	利 益 剰 余 金	11,957
繰 延 税 金 資 産	711	利 益 準 備 金	14
敷 金 及 び 保 証 金	2,543	そ の 他 利 益 剰 余 金	11,942
そ の 他	0	特 別 償 却 準 備 金	35
		別 途 積 立 金	2,585
		繰 越 利 益 剰 余 金	9,322
		自 己 株 式	△0
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	1
		その他有価証券評価差額金	1
		純 資 産 合 計	14,369
資 産 合 計	32,346	負 債 純 資 産 合 計	32,346

損 益 計 算 書

(平成28年3月1日から
平成29年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		74,912
売 上 原 価		57,780
売 上 総 利 益		17,131
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		13,946
営 業 利 益		3,184
営 業 外 収 益		349
受 取 利 息	28	
受 取 事 務 手 数 料	114	
固 定 資 産 受 贈 益	38	
受 取 手 数 料	39	
受 取 補 償 金	52	
そ の 他	74	
営 業 外 費 用		24
支 払 利 息	20	
そ の 他	4	
経 常 利 益		3,509
特 別 損 失		
退 職 給 付 制 度 終 了 損	37	37
税 引 前 当 期 純 利 益		3,472
法人税、住民税及び事業税	1,232	
法 人 税 等 調 整 額	△95	1,137
当 期 純 利 益		2,334

株主資本等変動計算書

(平成28年3月1日から
平成29年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計
平成28年3月1日残高	1,080	1,122	209	1,331
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
特別償却準備金の取崩				
当期純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）				
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－
平成29年2月28日残高	1,080	1,122	209	1,331

	株主資本						
	利益剰余金					自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
特別償却準備金		別積立金	繰越利益剰余金				
平成28年3月1日残高	14	44	2,585	7,274	9,918	△0	12,330
事業年度中の変動額							
剰余金の配当				△296	△296		△296
特別償却準備金の取崩		△8		8	－		－
当期純利益				2,334	2,334		2,334
自己株式の取得						△0	△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	－	△8	－	2,047	2,038	△0	2,038
平成29年2月28日残高	14	35	2,585	9,322	11,957	△0	14,368

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
平成28年3月1日残高	0	0	12,330
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△296
特別償却準備金の取崩			－
当期純利益			2,334
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	1	1	1
事業年度中の変動額合計	1	1	2,039
平成29年2月28日残高	1	1	14,369

個 別 注 記 表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの・・・・・・決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの・・・・・・移動平均法による原価法によっております。

（2）たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品・・・・・・売価還元法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）によっております。

ただし、物流センター保管商品及び調剤薬品については総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）によっております。

貯 蔵 品・・・・・・最終仕入原価法に基づく原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産・・・・・・定率法によっております。

（リース資産を除く）

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物・・・・・・・・・・3年～34年

構 築 物・・・・・・・・・・10年～20年

機械及び装置・・・・・・・・17年

工具、器具及び備品・・・・3年～20年

（2）無形固定資産・・・・・・定額法によっております。

（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

（3）リース資産・・・・・・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成21年2月28日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 店舗閉鎖損失引当金

店舗の閉店に伴い発生する損失に備えるため、合理的に見込まれる閉店関連損失見込額を計上しております。

(4) ポイント引当金

将来のポイント使用に備えるため、未使用のポイント残高に対して、過去の使用実績を基礎として将来使用されると見込まれる金額を計上しております。

(追加情報)

当社は、平成29年1月よりプリペイド機能を備えた新しいポイントカード「WA!CA」を導入いたしました。これに伴い、付与したポイントの算出が可能となったことから、当事業年度よりポイント引当金の会計処理の見直しを行いました。

従来、当社のポイント引当金の会計処理は、顧客がポイント利用可能となった商品値引券の発行時点で引当金を認識しておりましたが、ポイント付与の原因である取引発生時点でのポイント残高に基づき引当金を認識する方法に変更いたしました。

この結果、従来の方法によった場合に比べ、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ113百万円減少しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(追加情報)

当社は、平成28年3月1日付で、退職一時金制度を廃止し、確定拠出年金制度へ移行しております。これに伴い、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号 平成14年1月31日)を適用しております。

なお、本移行に伴い、特別損失として退職給付制度終了損37百万円を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

(会計方針の変更等)

当社は、法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、これによる当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

(貸借対照表に関する注記)

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有形固定資産の減価償却累計額 9,302 百万円
- 国庫補助金等により取得した資産につき、取得価額から控除されている圧縮記帳額は、次のとおりであります。

建 物	67 百万円
機械及び装置	0 百万円
工具、器具及び備品	16 百万円
合 計	84 百万円

- 取締役及び監査役に対する金銭債務 175 百万円

(損益計算書に関する注記)

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 当事業年度の末日における発行済株式の総数
普通株式 19,741,200 株
- 当事業年度の末日における自己株式の総数
普通株式 975 株
- 剰余金の配当に関する事項

(1) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成28年5月27日 定時株主総会	普通株式	296百万円	45円	平成28年2月29日	平成28年5月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金 の総額	1株 当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成29年5月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	375百万円	19円	平成29年2月28日	平成29年5月29日

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産	
未払事業税	55
賞与引当金	120
店舗閉鎖損失引当金	24
未払役員退職金	53
有形固定資産	450
減損損失	112
資産除去債務	248
その他	146
繰延税金資産小計	1,212
評価性引当額	△0
繰延税金資産合計	1,211
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する有形固定資産	△152
特別償却準備金	△15
繰延税金負債合計	△168
繰延税金資産の純額	1,043

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	32.8 %
(調整)	
住民税均等割等	1.6 %
法定実効税率変更に伴う差異	1.8 %
復興特区の税額控除	△0.4 %
雇用促進税制による税額控除	△2.5 %
その他	△0.5 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.8 %

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に、また、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律第85号）及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律第86号）が平成28年11月18日に国会で成立したことに伴い、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.1%から平成29年3月1日に開始する事業年度及び平成30年3月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.7%に、平成31年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.5%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は52百万円減少し、法人税等調整額（借方）が52百万円増加しております。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が平成21年2月28日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下のとおりであります。

1. リース物件の取得原価相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

項 目	取得原価相当額	減価償却累計額 相 当 額	減損損失累計額 相 当 額	期末残高相当額
	百万円	百万円	百万円	百万円
建 物	197	180	2	14
構 築 物	34	32	—	2
合 計	232	212	2	17

2. 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定の期末残高

未経過リース料期末残高相当額

1 年 内	17 百万円
1 年 超	3 百万円
合 計	21 百万円
リース資産減損勘定の期末残高	0 百万円

3. 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額

支払リース料	21 百万円
リース資産減損勘定の取崩額	0 百万円
減価償却費相当額	17 百万円
支払利息相当額	0 百万円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

5. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金調達については設備投資計画に従って、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

敷金及び保証金は、取引先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券はすべて株式であり、市場価格の変動リスクに晒されていますが、四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）に係る資金調達であり、変動金利による長期借入れは行っておりません。なお、これらの債務は支払期日に支払いを実行できなくなるリスク、すなわち流動性リスクに晒されますが、各月ごとに資金計画を適宜見直すことにより、そのリスクを回避しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

敷金及び保証金について、管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（金利や市場価格等の変動リスク）の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを回避するため、長期借入金については固定金利での調達を行っております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る金利リスク及び流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

資金調達時には、金利の変動動向の確認又は他の金融機関との金利比較を行っております。また、各部署からの報告に基づき財務部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年2月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2)を参照ください。）。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	1,683	1,683	—
(2) 投資有価証券			
その他有価証券	9	9	—
(3) 敷金及び保証金	2,543	2,710	166
資 産 計	4,236	4,403	166
(1) 買掛金	8,185	8,185	—
(2) 長期借入金(※)	5,604	5,628	△24
負 債 計	13,790	13,814	△24

(※) 1年以内に返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(資 産)

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

投資有価証券のうち、市場性のある株式については取引所の価格によっております。

(3) 敷金及び保証金

将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値によっております。

(負 債)

(1) 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	0

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
敷金及び保証金	269	687	796	790

(注4) 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

区分	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
長期借入金	1,953	1,620	1,245	647	137

(賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(持分法損益等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 727円94銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 118円28銭 |

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年4月4日

株式会社 薬 王 堂
取締役会 御 中

有限責任監査法人 トー マ ツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 今 江 光 彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 木 村 大 輔 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社薬王堂の平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な店舗において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年4月7日

株式会社 薬王堂 監査役会

常勤監査役 滝谷 岩 夫 ㊟

監査役 下河原 勝 ㊟

監査役 鎌田 英 樹 ㊟

(注) 監査役下河原勝及び監査役鎌田英樹は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、将来の事業展開の促進及び経営基盤の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施することを基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金19円

総額 375,064,275円

- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年5月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部は変更箇所であります。）

現行定款	変 更 案
（目的）	（目的）
第2条	第2条
当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. 医薬品、毒物、劇物、医療用機械器具、衛生用品の販売並びに処方箋による調剤	1. 医薬品、 <u>医薬部外品</u> 、毒物、劇物、医療用機械器具、衛生用品の <u>製造、販売および輸出入</u> 並びに処方箋による調剤
2. 薬局、薬店の経営	2. 薬局、薬店の経営
3. 化粧品、日用品雑貨、ペットフード、ペット用品の販売	3. 化粧品、日用品雑貨、ペットフード、ペット用品の <u>製造、販売および輸出入</u>
4. 衣料品、履物、室内装飾品の販売	4. 衣料品、履物、室内装飾品の <u>製造、販売および輸出入</u>
5. 酒類、調味料、飲料水、乳製品、菓子、加工食料品、生鮮食料品、その他食料品の販売	5. 酒類、調味料、飲料水、乳製品、菓子、加工食料品、生鮮食料品、その他食料品の <u>製造、販売および輸出入</u>

現行定款	変 更 案
6. 米穀類、切手印紙類、煙草の販売	6. 米穀類、切手印紙類、煙草の販売
7. 文具、事務用品、度量衡器、玩具の販売	7. 文具、事務用品、度量衡器、玩具の製造、販売および輸出入
8. 写真器材の販売並びに写真現像取次業	8. 写真器材の販売および輸出入並びに写真現像取次業
9. 雑誌、書籍、レコード、録音・録画テープ、CD、楽器の販売	9. 雑誌、書籍、レコード、録音・録画テープ、CD、楽器の販売および輸出入
10. 時計、眼鏡、貴金属製品、装身具の販売	10. 時計、眼鏡、貴金属製品、装身具の販売および輸出入
11. 家庭用電化製品、自動車用品、自転車用品の販売	11. 家庭用電化製品、自動車用品、自転車用品の販売および輸出入
12. 種苗、花、植木、園芸用品、肥料、農薬の販売	12. 種苗、花、植木、園芸用品、肥料、農薬の販売および輸出入
13. フランチャイズチェーンシステムによるドラッグストア、コンビニエンスストア及び飲食店の経営並びに加盟店の経営指導及び経理事務の受託	13. フランチャイズチェーンシステムによるドラッグストア、コンビニエンスストア及び飲食店の経営並びに加盟店の経営指導及び経理事務の受託
14. クリーニング業及び前各号の機械器具修理営繕取次業	14. クリーニング業及び前各号の機械器具修理営繕取次業
15. 物品のリース及びレンタル業並びに古物販売	15. 物品のリース及びレンタル業並びに古物販売
16. 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理	16. 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理
17. 広告宣伝に関する代理店業 (新 設)	17. 広告宣伝に関する代理店業
(新 設)	18. 各種セミナー、イベント、講演会等の開催
(新 設)	19. 介護保険法に基づく居宅サービス事業及び介護予防サービス事業
(新 設)	20. 介護保険法に基づく居宅介護支援事業及び介護予防支援事業
(新 設)	21. 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業
(新 設)	22. 介護保険法に基づく施設サービス事業
18. 損害保険代理店業	23. 損害保険代理店業
19. 旅行代理店業 (新 設)	24. 旅行代理店業
	25. プリペイドカードの発行及び取り扱い

現行定款	変 更 案
(新 設)	26. <u>電子マネー及びその電子的価値情報の発行、販売及び管理</u>
(新 設)	27. <u>インターネット等の情報通信システムによる通信販売・販売促進サービス</u>
20. 前各号の事業への投資及び融資業	28. 前各号の事業への投資及び融資業
21. 前各号に付帯する一切の事業	29. 前各号に付帯する一切の事業

第3号議案 取締役1名選任の件

取締役古川孝氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任されますので、取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、吉田正信氏は古川孝氏の後任として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、前任取締役の任期の満了すべき時までとなります。

取締役の候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
よし だ まさ のぶ 吉 田 正 信 (昭和36年4月9日)	昭和59年4月 株式会社岩手銀行入行 平成22年10月 同行宮古支店長 平成25年6月 同行中ノ橋支店長 平成27年6月 同行リスク統括部長兼金融商品管理室長 平成29年4月 当社入社 管理本部付部長（現任）	一株
【取締役候補者とした理由】 同氏は、株式会社岩手銀行において要職を歴任し、経営に関する見識と豊かな経験を有しております。これらの見識・経験に鑑み、経営上有用な指摘、意見をいただけるものと期待されることから、同氏を取締役として選任をお願いするものであります。		

(注) 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役滝谷岩夫氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、坂本篤氏は滝谷岩夫氏の後任として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任された監査役の任期の満了すべき時までとなります。

本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
さか もと あつし 坂 本 篤 (昭和37年10月18日)	昭和60年4月 株式会社東北メルコムビジネス平金入社 平成9年9月 当社入社 平成15年3月 当社業務システム部長 平成26年3月 当社経営企画室長 平成28年3月 当社内部監査室長（現任） 平成28年5月 当社補欠監査役（現任）	23,163株
【監査役候補者とした理由】 同氏は、入社以来、経営企画室長を務めるなど当社の経営の中核を担い、幅広い業務に精通していることに加え、現在は内部監査室長として経営に関する見識と豊かな経験を有しております。これらの見識・経験に鑑み、同氏を監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は平成28年5月27日より補欠監査役として選任されております。		

(注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 監査役候補者坂本篤氏の所有する当社株式は、当社従業員持株会を通じての保有分であります。

3. 監査役候補者坂本篤氏が選任された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、200万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額としております。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
なかむらしんじろう 中村真二郎 (昭和40年11月10日)	平成元年4月 日興証券株式会社入社 平成11年2月 北光コンサル株式会社入社 平成18年9月 当社入社 平成25年3月 当社財務部マネジャー 平成29年3月 当社財務部長(現任)	7,893株
【補欠監査役候補者とした理由】 同氏は、幅広い経験・知識を有しており、入社以来、財務部の中心的役割を担い、当社の事業及び財務・会計に精通しております。現在は財務部長として経営に関する見識と豊かな経験を有していることから、同氏を補欠監査役として選任をお願いするものであります。		

(注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 補欠監査役候補者中村真二郎氏の所有する当社株式は、当社従業員持株会を通じての保有分であります。

以 上

[illegible]

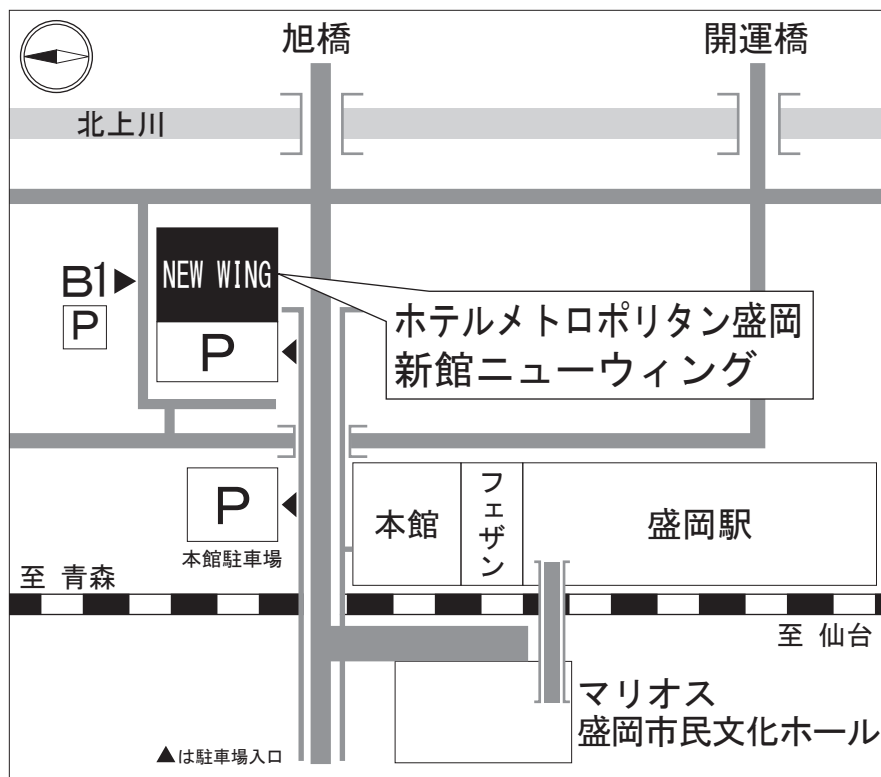
株主総会会場ご案内図

会 場：岩手県盛岡市盛岡駅前北通 2-27

ホテルメトロポリタン盛岡新館ニューウイング

4階メトロポリタンホール

TEL 019-625-1211



●交通のご案内

- JR盛岡駅より、徒歩で約 5 分
- 東北自動車道・盛岡ICより車で約10分
- 花巻空港より、車で約40分